

よみうりテレビ
チーフプロデューサー 様
東京ムービー
チーフプロデューサー 様

学校図書館問題研究会
代表 飯田 寿美

「名探偵コナン」1月22日放送 第461話「消えた1ページ」についての申入書

私たち学校図書館問題研究会は、学校司書や司書教諭などの学校図書館関係者、公共図書館関係者、市民、研究者など、学校図書館に関心をもつ幅広い会員で構成されている個人加盟の研究団体です。一人ひとりが自分の実践を持ち寄り、みんなで検証し合い、理論化していくことで、学校図書館の発展をめざしています。

さて、2007年1月22日に放送された「名探偵コナン」第461話「消えた1ページ」において、図書館利用者のプライバシー保護に関して問題があると思われる部分がありましたので、申し入れを行うことにいたしました。

<問題があると思われるシーン>

読書感想文を書くために、歩美が図書室で選んだ本は最後のページが破られていた。歩美がその本をどうしても読みたいと主張するので、破られているページについて話を聞こうと、コナンが本の裏表紙にあった図書カードで、最後に借りた子の所属と名前を確認するところ。

<問題点>

読者が何を読むかはその人のプライバシーに属することであり、学校図書館も含めて図書館は、利用者の読書事実などの秘密を守る責務があります。けれども、このシーンでは視聴者に対して、学校図書館は貸出情報を外部に漏らさないための方策をとっておらず、自分の読書事実が第三者に容易に知られてしまう恐れがある、という印象を与えるとともに、プライバシー保護に対する意識を鈍感にしてしまう心配があります。

「図書館の自由に関する宣言」をご存知でしょうか（同封しました資料をご覧ください）。これは、図書館が戦時中に軍部の圧力に抗し切れず、利用者の情報を教えるなど、結果的に戦争に加担してしまったことへの痛烈な自己批判から、1954年に日本図書館協会によって採択されたものです。その後1979年に改訂され、現在も図書館員の倫理的なバックボーンとなっています。その精神に沿って、図書館では利用者のプライバシーを守るために、貸出方式や利用者への連絡方法を工夫してきました。また、「図書館の自由」が問題になったときには、その問題点を指摘するとともに、「図書館の自由」の精神について理解を求めてきました。2004年12月8日にテレビ朝日で放送されたドラマ「相棒」の中で、司書が刑事に利用者の情報を教えてしまう場面があったときも、図書館から申し入れをした結果、テレビ局は謝罪のテロップを流し、ビデオ化をしないと約束してくれました。

「図書館の自由に関する宣言」の解説に、「すべての図書館に基本的に妥当する」と書かれているとおり、学校図書館関係者にとってもこの宣言は精神的な支柱です。最初の宣言採択から50年を過ぎた今、学校図書館問題研究会でももう一度この精神を学び直そうとしているところです。

ただ、学校図書館では実務を専任・専門で担当する職員が少なく（現在、学校図書館担当職員が配置されているのは、非正規職員を含めても、公立小・中学校で約30%、公立高校で約75%）、

それに加えて利用者プライバシーに対する学校全体の意識も決して高いとは言えません。そのため、たいへん残念なことはありますが、利用者の貸出記録が残っていて、簡単に見られてしまう学校図書館が少なくないというのが現実です。しかし、本来、学校図書館においても利用者のプライバシーは守られるべきであり、このようにプライバシー権が侵害される場面を無批判に描いていいとは思えません。なぜなら、それはこうした状態を社会が是認することにつながるからです。私たちが今回のシーンについて申し入れをして、ぜひみなさんに考えていただきたいと思ったのはこのためです。

これまでに、例えばスタジオジブリのアニメ「耳をすませば」や、岩井俊二原作の映画「ラブレター」、関西テレビのドラマ「みんな昔は子供だった」など、学校図書館の蔵書のブックカードに書かれていた名前が、ストーリーの重要なアイテムになっているものがありました。そのたびに、私たちは注意を喚起する申し入れを行ってきましたが、またしても同じことが繰り返されたことを、とても残念に思っています。

現在、毎日のように個人情報やプライバシー情報の漏洩が問題になっています。悪用するためにそうした情報を盗む場合もありますが、自分も含めてすべての人々のプライバシーを大切にするという基本を忘れて、きちんと対策をとらなかったために漏洩してしまうことも多いようです。もしも、すべての人が単に知識としての「プライバシー」ではなく、子どものうちから身をもって「プライバシーが守られる」体験をし、人権感覚を養ってきていたら、起こらなかった事件も多いのではないのでしょうか。それは、学校や図書館という場所だけでなく、社会全体が十分に配慮すべきことだと思います。テレビという大きな力を持った媒体の責任は、言うまでもありません。

ただ、学校を舞台とした作品に、子どもたちの生活の場面として学校図書館が描かれたことは嬉しいことです。きちんとした職員が配置され、学校教育の中でさまざまに活かされている学校図書館は、子どもたちの生活にしっかりと入り込んでいます。学校図書館は、「読書」の場であるだけではなく、生涯学習につながる「生きる力」を身につける場所でもあり、情報教育の拠点でもあるなど、いくつもの大切な顔を持っています。今、私たちはその可能性を、校内の教職員とともに追求しています。また、多くの学校でそうした学校図書館が増えていくように、たくさんの方々と関わりながら努力しています。

今度はぜひ、そうした学校図書館で生き生きと活動する子どもたちが登場する作品を制作して、貧しい学校図書館しか持たない学校の先生や生徒に、本物の学校図書館を見せてあげてください。そこでは、ブックカードを登場させなくても、もっと素敵な出会いや友情や青春が描けると思います。

以上のことから、学校図書館問題研究会は次のことを申し入れます。

- ① 制作に関わったすべての人たちとともに、この場面の問題点について考え、今後の番組作りに生かしていただきたいこと
- ② もしも再放送やビデオ化をすることがある場合には、学校図書館では利用者のプライバシーに配慮していることがわかる注意書きを、はっきりとわかる形で挿入していただきたいこと

2007年3月1日

図書館の自由に関する宣言

日本図書館協会
1954 採択 1979 改訂

図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することをもっとも重要な任務とする。

- 1 日本国憲法は主権が国民に存するとの原理にもとづいており、この国民主権の原理を維持し発展させるためには、国民ひとりひとりが思想・意見を自由に発表し交換すること、すなわち表現の自由の保障が不可欠である
知る自由は、表現の送り手に対して保障されるべき自由と表裏一体をなすものであり、知る自由の保障があってこそ表現の自由は成立する。
知る自由は、また、思想・良心の自由をはじめとして、いっさいの基本的人権と密接にかかわり、それらの保障を実現するための基礎的な要件である。それは、憲法が示すように、国民の不断の努力によって保持されなければならない。
- 2 すべての国民は、いつでもその必要とする資料を入手し利用する権利を有する。この権利を社会的に保障することは、すなわち知る自由を保障することである。図書館は、まさにこのことに責任を負う機関である。
- 3 図書館は、権力の介入または社会的圧力に左右されることなく、自らの責任にもとづき、図書館間の相互協力をふくむ図書館の総力をあげて、収集した資料と整備された施設を国民の利用に供するものである。
- 4 わが国においては、図書館が国民の知る自由を保障するのではなく、国民に対する「思想善導」の機関として、国民の知る自由を妨げる役割さえ果たした歴史的事実があることを忘れてはならない。図書館は、この反省の上に、国民の知る自由を守り、ひろげていく責任を果たすことが必要である。
- 5 すべての国民は、図書館利用に公平な権利をもっており、人種、信条、性別、年齢やそのおかれている条件等によっていかなる差別もあってはならない。
外国人も、その権利は保障される。
- 6 ここに掲げる「図書館の自由」に関する原則は、国民の知る自由を保障するためであって、すべての図書館に基本的に妥当するものである。

この任務を果たすため、図書館は次のことを確認し実践する。

第1 図書館は資料収集の自由を有する

- 1 図書館は、国民の知る自由を保障する機関として、国民のあらゆる資料要求にこたえなければならない。
- 2 図書館は、自らの責任において作成した収集方針にもとづき資料の選択および収集を行う。
その際、

- (1) 多様な、対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。
- (2) 著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれて、その著作を排除することはしない。
- (3) 図書館員の個人的な関心や好みによって選択をしない。
- (4) 個人・組織・団体からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり、紛糾をおそれて自己規制したりはしない。
- (5) 寄贈資料の受入にあたっては同様である。図書館の収集した資料がどのような思想や主張をもつていようとも、それを図書館および図書館員が支持することを意味するものではない。

3 図書館は、成文化された収集方針を公開して、広く社会からの批判と協力を得るようにつとめる。

第2 図書館は資料提供の自由を有する

1 国民の知る自由を保障するため、すべての図書館資料は、原則として国民の自由な利用に供されるべきである。

図書館は、正当な理由がないかぎり、ある種の資料を特別扱いしたり、資料の内容に手を加えたり、書架から撤去したり、廃棄したりはしない。

提供の自由は、次の場合にかぎって制限されることがある。これらの制限は、極力限定して適用し、時期を経て再検討されるべきものである。

- (1) 人権またはプライバシーを侵害するもの
- (2) わいせつ出版物であるとの判決が確定したもの
- (3) 寄贈または寄託資料のうち、寄贈者または寄託者が公開を否とする非公刊資料

2 図書館は、将来にわたる利用に備えるため、資料を保存する責任を負う。図書館の保存する資料は、一時的な社会的要請、個人・組織・団体からの圧力や干渉によって廃棄されることはない。

3 図書館の集会室等は、国民の自主的な学習や創造を援助するために、身近にいつでも利用できる豊富な資料が組織されている場にあるという特徴を持っている。

図書館は、集会室等の施設を、営利を目的とする場合を除いて、個人、団体を問わず公平な利用に供する。

4 図書館の企画する集会や行事等が、個人・組織・団体からの圧力や干渉によってゆがめられてはならない。

第3 図書館は利用者の秘密を守る

1 読者が何を読むかはその人のプライバシーに属することであり、図書館は、利用者の読書事実を外部に漏らさない。ただし、憲法第35条にもとづく令状を確認した場合は例外とする。

2 図書館は、読書記録以外の図書館の利用事実に関しても、利用者のプライバシーを侵さない。

3 利用者の読書事実、利用事実は、図書館が業務上知り得た秘密であって、図書館活動に従事するすべての人びとは、この秘密を守らなければならない。

第4 図書館はすべての検閲に反対する

- 1 検閲は、権力が国民の思想・言論の自由を抑圧する手段として常用してきたものであって、国民の知る自由を基盤とする民主主義とは相容れない。
検閲が、図書館における資料収集を事前に制約し、さらに、収集した資料の書架からの撤去、廃棄に及ぶことは、内外の苦渋にみちた歴史と経験により明らかである。
したがって、図書館はすべての検閲に反対する。
- 2 検閲と同様の結果をもたらすものとして、個人・組織・団体からの圧力や干渉がある。図書館は、これらの思想・言論の抑圧に対しても反対する。
- 3 それらの抑圧は、図書館における自己規制を生みやすい。しかし図書館は、そうした自己規制におちいることなく、国民の知る自由を守る。

図書館の自由が侵されるとき、われわれは団結して、あくまで自由を守る。

- 1 図書館の自由の状況は、一国の民主主義の進展をはかる重要な指標である。図書館の自由が侵されようとするとき、われわれ図書館にかかわるものは、その侵害を排除する行動を起こす。このためには、図書館の民主的な運営と図書館員の連帯の強化を欠かすことができない。
- 2 図書館の自由を守る行動は、自由と人権を守る国民のたたかいの一環である。われわれは、図書館の自由を守ることで共通の立場に立つ団体・機関・人びとと提携して、図書館の自由を守りぬく責任をもつ。
- 3 図書館の自由に対する国民の支持と協力は、国民が、図書館活動を通じて図書館の自由の尊さを体験している場合にのみ得られる。われわれは、図書館の自由を守る努力を不断に続けるものである。
- 4 図書館の自由を守る行動において、これにかかわった図書館員が不利益をうけることがあってはならない。これを未然に防止し、万一そのような事態が生じた場合にその救済につとめることは、日本図書館協会の重要な責務である

(1979.5.30 総会決議)